帝国タイムス
明治33年3月3日創業　THE TEIKOKU TIMES
旬刊 2021年（令和3年）11月15日（月曜日）第13741号

成長のための企業法務

アンビシャス総合法律事務所　弁護士　奥山倫行

第32回

労務
（雇用に伴う身元保証）

Q 当社は採用に際し、従業員の身元保証人から「身元保証書」を提出してもらっています。これまで深く考えずに提出を受けてきましたが、そもそも身元保証人というのはどのような制度なのでしょうか。また、身元保証人について連用上の注意点があれば教えてください。

A 採用に際し、従業員の身元保証人から「身元保証書」を提出してもらっている企業は多いと思います。身元保証書に記載されている内容は様々ですが、単なる身元引受の意味合いだけではなく、従業員が会社に与えた損害の賠償を約束する内容も含まれている場合が多いと思います。このような身元保証の場合には「身元保証ニ関スル法律」（以下「身元保証法」と記載します）の適用を受けますが、このことを十分に理解せずに運用している場合も多いと感じますので、この機会に一度、本稿の内容をご確認ください。

身元保証人に期待する役割

従業員の雇用に伴う身元保証には、以下の二つの役割があります。身元保証書には、必ず二つの役割を盛り込まなければならないわけではなく、どちらか一つでも構いません。ただ、二つの役割が記載されている場合が多いと思います。

(1)人的な保証

一つ目は、採用に応募してきた人物について、素性・身元・経歴を身元保証人に確認する意味合いです。この意味合いでは、従業員が病気になった場合、事故に遭った場合、突然連絡が取れなくなった場合、継続的に音信不通になった場合など、不測の事態が生じた場合の緊急連絡先や行方不明の場合の身元引受人としての役割も期待されます。

(2)金銭的な保証

二つ目は、従業員が故意又は過失によって会社に損害を与えた場合に、従業員とともに、会社に対して一定の損害賠償債務を負担してもらう意味合いがあります。いわば連帯保証人としての役割です。

雇用に伴う身元保証の注意点

身元保証書に、金銭的な保証を求める意味合いを含める場合には、身元保証法や民法との関係で、以下の点に注意してください。

(1)期間に制限があること

身元保証人になったら、そのまま一生身元保証人で居続けると理解している人がいますが、誤解です。身元保証書に期間の定めがない場合、身元保証人の責任は、原則として3年間、商工業見習者については5年間に制限されます（身元保証法第1条）。

また、仮に身元保証書に5年以上の期間を定めた場合であっても、身元保証人の責任は、最長5年間に制限されます（身元保証法第2条）。期間満了後に、新たに身元保証契約を締結することで更新はできますが、自動更新はできません。

(2)責任内容を明確にすること

身元保証人の責任内容を明確にする必要があります。単に「私は、○○の身元を保証します」という文言だけでは、何を保証しているかがわかりません。

実際に、身元保証人が会社に対して「○○が間違いのない信用のできる人物であるから、自分の給料を減らしてもよいから、同人を採用してもらいたい」などと言って従業員を紹介したケースで、身元保証人が「保証する」という表現を使っていたとしても、同人が信用のできる人物であることを確言するという趣旨でなされたものであり、会社に損害を与えた場合にはその損害を賠償することまで約束したものとは認められないとして、身元保証人としての損害賠償債務を否定した裁判例があります（東京地判昭和40年12月23日）。

そのため、金銭的な保証を求める部分については「万が一、本人が故意又は過失によって、貴社に損害を与えた場合には、私は、本人と連帯して金○○円を限度に、貴社に対し、貴社が被った損害を賠償します」といった形で責任内容を明確に定めてください。

(3)責任範囲を明確にすること

身元保証人の責任範囲も明確にしなければなりません。2020年4月1日から施行された改正民法では「極度額」（責任を負担する上限額）の定めのない個人の根保証契約は無効とされることになりましたが（民法第465条の2）、金銭的な保証を行う身元保証は根保証契約に該当します。そのため、身元保証書の記載のうち「金○○円を限度として」という部分は不可欠です。

さらに、極度額を定めておけば、その全額の請求が認められるかといえば、そうではありません。身元保証人の負担を検討するに際し、裁判所は、従業員の監督に関する企業の過失の有無、身元保証人が身元保証を為すに至った事由、これを為すにあたり用いた注意の程度、従業員の任務や身上の変化、その他一切の事情を斟酌するとされています（身元保証法第5条）。

(4)通知義務を怠らないこと

このことはあまり知られていないような気がしますが、一定の事由が生じた場合、企業は遅滞なく身元保証人に通知しなければなりません（身元保証法第3条）。

具体的には以下の場面です。

（2面へ続く）

（1面から続く）

①従業員に業務上不適任又は不誠実な事跡があり身元保証人の責任が生じるおそれがあることを知った場合

②従業員の業務内容や勤務地が変更になり身元保証人の責任が加重され、又は監督が困難になりそうな場合

そして、身元保証人は、企業からこれらの通知を受けた場合や、通知を受けなくても自らこれらの事由を認識した場合には、将来に向けて身元保証契約を解除できるとされています（身元保証法第4条）。

提出を受ける際の注意点

以前、従業員が行方不明になったとのことで、企業から依頼を受け、身元保証書に記載されていた人物に連絡を試みたものの、その人物から「身元保証をした覚えはない」と言われてしまったことがあります。改めて調べると、身元保証書の身元保証人の署名が従業員によって偽造されていたことが発覚しました。このような事態を避けるために、身元保証書の提出を受ける場合には、i）面談、Web会議、電話等で、身元保証人から直接意思確認を行う。ii）身元保証人に身元保証書に実印を押してもらい印鑑証明書も提出してもらう。iii）身元保証人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）を提出してもらうと良いと思います。

受領した後の注意点

更新をせずに身元保証期間が経過してしまっている場合、知らないうちに身元保証人が亡くなっている場合や、資力を失ってしまっている場合など、身元保証書が効力や実効性を失ってしまっている事例を目にすることがあります。このような事態に対処するためには、就業規則上で、身元保証人に異動があった場合に会社に報告することを定めるとともに、身元保証人が亡くなり、又は資力を失った場合に新しい身元保証人を立てることを義務付けると良いと思います。その他、定期的に身元保証人に連絡をとり状況を確認することも有益だと思いますので、参考にしてください。

アンビシャス総合法律事務所
北海道札幌市中央区大通西11の4の22 第2大通藤井ビル8F、電話011-210-7501
http://ambitious-gr.jp/